

令和8年2月19日招集

# 埼玉県議会定例会議案

## 目

## 次

	頁
第 65 号議案 令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 8 号） .....	3
第 66 号議案 令和 7 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号） .....	14
第 67 号議案 令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号） .....	17
第 68 号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 7 号）） .....	19

## 第65号議案

令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）

令和7年度埼玉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,685,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,360,491,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		4,499,307	80,215	4,579,522
	2 負担金	4,215,292	80,215	4,295,507
9 国庫支出金		249,015,248	17,504,589	266,519,837
	2 国庫補助金	110,323,399	17,504,589	127,827,988
13 繰越金		11,664,391	16,896	11,681,287
	1 繰越金	11,664,391	16,896	11,681,287
15 県債		187,417,000	6,084,000	193,501,000
	1 県債	187,417,000	6,084,000	193,501,000
歳入合計		2,336,805,663	23,685,700	2,360,491,363

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		118,330,474	2,502,900	120,833,374
	2 企画費	9,121,304	400,250	9,521,554
	4 環境費	10,466,048	2,102,650	12,568,698
3 民生費		483,615,736	2,707,805	486,323,541
	1 社会福祉費	345,464,444	2,707,805	348,172,249
4 衛生費		87,803,687	2,948,741	90,752,428
	4 医薬費	25,047,682	2,948,741	27,996,423
5 労働費		5,623,203	63,316	5,686,519
	1 労政費	1,849,274	63,316	1,912,590
6 農林水産業費		27,912,221	2,089,990	30,002,211
	1 農業費	7,962,408	1,931,990	9,894,398
	4 林業費	6,172,703	158,000	6,330,703
7 商工費		26,668,559	6,797,588	33,466,147
	1 商工業費	26,090,352	6,797,588	32,887,940
8 土木費		188,460,760	4,448,012	192,908,772

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	80,741,285	2,371,083	83,112,368
	3 河川費	58,513,009	1,539,818	60,052,827
	4 都市計画費	36,613,541	364,891	36,978,432
	5 住宅費	299,775	172,220	471,995
13 諸支出金		394,252,405	2,127,348	396,379,753
	1 公営企業支出金	18,232,405	2,127,348	20,359,753
歳出	合計	2,336,805,663	23,685,700	2,360,491,363

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	地域公共交通活性化事業費	395,000
		県内既設鉄道整備促進費	5,250
	4 環境費	事業活動地球温暖化対策費	2,102,650
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	212,979
		工賃向上支援事業費	585,500
		心身障害児（者）援護施設等整備助成費	851,926
4 衛生費	4 医薬費	生産性向上・職場環境整備等事業費（病院等）	1,386,651
		看護指導費	73,390
5 労働費	1 労政費	人材確保支援事業費	63,316
		経営体育成条件整備費	272,044

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	中核的担い手農家育成対策費	726,000
		埼玉園芸生産力強化支援費	778,146
	4 林業費	森林担い手育成対策費	158,000
7 商工費	1 商工業費	小規模事業経営支援推進費	552,640
		サービス産業支援事業費	66,950
		中小企業イノベーション支援事業費	2,075,840
		地場産業活性化再生支援事業費	820,526
		デジタルトランスフォーメーション推進支援ネットワーク事業費	2,375,000
		次世代産業支援費	906,632
8 土木費	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	15,000
		連続立体交差事業費	349,891

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	5 住宅費	住宅居住支援推進事業費	172,220
13 諸支出金	1 公営企業支出金	水道用水供給事業会計出資金	1,919,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者支援費	2,947,259	障害者支援費	3,548,859
		介護保険制度 推進事業費	15,806,604	介護保険制度 推進事業費	16,262,404
4 衛生費	4 医薬費	診療所等処遇改善等 支援事業費	1,412,979	診療所等処遇改善等 支援事業費	2,901,679
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	1,199,000	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	1,594,112
		道路改築事業費	3,012,000	道路改築事業費	3,272,000
		橋りょう補修事業費	1,815,000	橋りょう補修事業費	2,177,638

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業共同利用施設整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
心身障害児（者）援護施設等整備事業	482,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。たる資金につき、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格は差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	977,000			( 補正前に同じ。)
道 路 事 業	12,567,000	同	上	同	上	13,035,000		( 同 上 )
直轄事業負担金	10,105,000	同	上	同	上	12,995,000		( 同 上 )
街 路 事 業	4,354,000	同	上	同	上	4,437,000		( 同 上 )

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業 出資金	9,441,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。た る資金について、発行価格が額面金額を下回る ときは、その発行価格差減額をうめるため必要 な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行 その他の場合はその債権者と協定した融通 条件による。ただし、県財政の都合により据置 期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利 に借り換えることができる。	11,568,000		(補正前に同じ。)	

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第66号議案

令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	30,775,325 千円	6,382,800 千円	37,158,125 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	23,443,149	6,382,800	29,825,949
第1項 建設補助金	3,842,717	2,127,600	5,970,317
第2項 企業債	9,110,000	2,128,200	11,238,200
第3項 他会計出資金	10,370,524	2,127,000	12,497,524

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	44,421,194	6,382,800	50,803,994
第1項 建 設 改 良 費	32,092,117	6,382,800	38,474,917

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張 関連整備 (Ⅱ期)事業	37,943,246	令和3年度	1,072,171	37,943,246	令和3年度	1,072,171
				令和4年度	2,255,868		令和4年度	2,255,868
				令和5年度	5,451,698		令和5年度	5,451,698
				令和6年度	12,402,771		令和6年度	12,402,771
				令和7年度	6,923,132		令和7年度	13,110,497
				令和8年度	6,859,216		令和8年度	671,851
				令和9年度	2,526,070		令和9年度	2,526,070
				令和10年度	374,487		令和10年度	374,487
				令和11年度	77,833		令和11年度	77,833

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額中「9,110,000千円」を「11,238,200千円」に改める。

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第67号議案

令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,800,494 千円	24,137,254 千円	43,937,748 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「62,726千円」を「31,921千円」に、「1,441,707千円」を「1,472,512千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	45,265,496	11,408,854	56,674,350
第1項 建設補助金	8,940,832	15,001,960	23,942,792
第2項 建設負担金	8,582,051	960,546	9,542,597

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 企 業 債	27,571,000	△4,554,000	23,017,000
第4項 他 会 計 補 助 金	171,460	348	171,808

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	51,024,869	11,408,854	62,433,723
第1項 建 設 改 良 費	45,324,882	11,408,854	56,733,736

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「27,571,000千円」を「23,017,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「6,307,937千円」を「6,308,285千円」に改める。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第68号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和8年1月23日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和7年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,267,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,336,805,663千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		244,747,401	4,267,847	249,015,248
	3 委託金	11,191,263	4,267,847	15,459,110
歳入合計		2,332,537,816	4,267,847	2,336,805,663

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		114,062,627	4,267,847	118,330,474
	7 選挙費	3,863,150	4,267,847	8,130,997
歳出合計		2,332,537,816	4,267,847	2,336,805,663